

平成 29 年度事業計画

1. 住宅政策の推進

(1) 住宅政策の推進

住宅問題の解決促進と国民の住生活水準の向上に資するため、住宅関係諸団体と協力提携し住宅政策を積極的に推進する。

(2) 「住生活月間」の推進

住意識の向上とゆとりある住生活の実現に資するため、国、地方公共団体及び関係諸団体と協力し、「住生活月間」(10 月)において、広報活動、諸行事等を積極的に推進する。

2. 機関誌の発行

豊かな居住環境の実現に寄与することを課題として発行している機関誌「住宅」を引き続き発行する。

持続可能な社会における住宅・まちづくりの形成に向けて、今日的課題であると同時に、その解決方策が模索されているテーマをきめ細かに取り上げる編集方針のもと、地域の実状に応じた施策や実例、新たな理論、技術開発等をより多く紹介することに努める。

3. 住宅・まちづくりに関する広報

毎月発信するメールマガジンにおいて、国や地方自治体の住宅・まちづくりに関する最新の動向や、会員から提供された各種事業の紹介等の情報発信を積極的に行ない、会員への最新の情報提供に努める。

4. 住宅関係図書の発行

公的賃貸住宅の事業の推進に向け、会員の要望に沿い業務遂行上必須となる次の図書等を発行及び頒布する。

- ① 住宅セーフティネット必携 (平成 29 年度版)
- ② 地域住宅計画必携 (平成 29 年度版)
- ③ 公営住宅の管理 (平成 29 年度版)
- ④ 公営住宅管理必携 (平成 29 年度版)
- ⑤ 特定優良賃貸住宅の管理 (平成 29 年度版)
- ⑥ 公営住宅の整備 (平成 29 年度版)
- ⑦ 機構住宅標準詳細設計図集 (第 2 版)
- ⑧ 機関誌「住宅」CD-R 版

5. 研修会の実施

公営住宅事業の円滑な推進を図るため、地方公共団体等の方々を対象に、公営住宅の整備及び管理に係る研修会及び現地視察を実施する。公営住宅管理研修会においては、併せて特定優良賃貸住宅の管理に係る研修及び公営住宅の管理を巡る諸課題について、法律家による司法判断の観点から解説することを実施する。

(1) 公営住宅整備事業担当者研修会

公営住宅整備事業の円滑な推進に資するため、7月に山形県、佐賀県でそれぞれ開催する。

(2) 公営住宅管理研修会

公営住宅及び特定優良賃貸住宅の管理業務の円滑な推進に資するため、10月・11月に埼玉県、三重県、鹿児島県の3会場でそれぞれ開催する。

(3) 公営住宅管理問題セミナー

公営住宅の管理における国の最新動向や、具体的な管理上の課題・法制等をテーマとしたセミナーを東京で開催する。

6. 受託調査研究の実施

会員等からの受託による各種の調査研究等を実施する。

7. 住宅政策に関する自主的調査研究の実施

公営住宅事業の推進に資するため、公営住宅の整備及び管理における諸課題の解決に向けた調査研究を行う。

8. 住宅関係功労者の表彰

正会員(団体)の推薦に基づき、永年住宅の供給経営事業、建設事業又は住宅部門の公益団体の業務分野に従事し、功績のあった者の表彰を行う。

9. 国際居住年記念事業の推進

(1) 「第30回国際居住年記念事業ハウジングセミナー」の実施

開発途上国からの留学生、研修生等を対象として、わが国の住宅・都市整備に関する講義、現地見学、参加者による意見発表等を内容としたセミナーを8月に実施する。

(2) 国際居住年記念賞等の授与

開発途上国等に出向き、居住環境問題の解決に向けて地域住民と連携しながら、草の根レベルでの国際協力活動に尽力する国内のNGO等の団体を対象とし、居住環境の更なる向上と国際協力活動の推進・発展に資するため、国際居住年記念賞及び国際居住年奨励賞を若干数授与する。

(3) 海外の居住環境改善活動に関する情報発信

地域の社会資源を活用し、住民や行政との協働活動を実践・計画している日本国内の行政担当者やプランナーたちの活動推進に資するため、主として、アジア諸国へ赴いて行政や住民と協働する国内のNGO等の活動について情報発信を行う。

(4) 事業の検証

公益目的支出計画に基づいて、事業の資質向上等を目的に、平成 50 年度までの期間中に事業の検証を 4 回実施することとしており、今年度、第 1 回目の事業の検証として、記念賞等の受賞団体及びハウジングセミナー参加者のその後の活動状況等について調査を行う。